

◎佐賀県条例第17号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(販売等の自主規制)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 <u>がん具及びこれに類するもの</u>（以下「<u>がん具類</u>」という。）の販売を業とする者は、<u>がん具類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該<u>がん具類</u>を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(自動販売機による販売の自主規制)</p> <p><b>第10条</b> 図書等、<u>がん具類</u>又は刃物類の販売を業とする者は、図書等でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの、<u>がん具類</u>でその形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類を自動販売機によって販売しないように自主的に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(自主規制の指導等)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 知事は、図書等でその内容が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの、<u>がん具類</u>でその形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類が自動販売機によって販売されている場合には、当該自動</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 <u>玩具及びこれに類するもの</u>（以下「<u>玩具類</u>」という。）の販売を業とする者は、<u>玩具類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該<u>玩具類</u>を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(自動販売機による販売の自主規制)</p> <p><b>第10条</b> 図書等、<u>玩具類</u>又は刃物類の販売を業とする者は、図書等でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの、<u>玩具類</u>でその形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類を自動販売機によって販売しないように自主的に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(自主規制の指導等)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 知事は、図書等でその内容が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの、<u>玩具類</u>でその形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの又は刃物類が自動販売機によって販売されている場合には、当該自動販</p>

改正前	改正後
<p>販売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な要請をすることができる。</p> <p>(有害がん具類等の指定及び販売等の制限)</p> <p><b>第14条</b> 知事は、<u>がん具類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具類</u>を青少年に有害な<u>がん具類</u>として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>がん具類</u>又は刃物類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された<u>がん具類</u> (以下「有害<u>がん具類</u>」という。) 又は前項の規定により指定された刃物類 (以下「有害刃物類」という。) を、青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>4 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害<u>がん具類</u>及び有害刃物類を所持させないようにしなければならない。</p> <p>(図書等、<u>がん具類</u>又は刃物類自動販売機の設置届出等)</p> <p><b>第15条の2</b> 自動販売機による図書等、<u>がん具類</u>又は刃物類の販売を業とする者 (以下「自動販売業者」という。) は、自動販売機によって販売を開始する前に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 自動販売機管理者は、自動販売業者が第16条第2項の規定による有害図書等、有害<u>がん具類</u>又は有害刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとることができない場合において、当該自動販売業者に代わってその措置をとることができる者でなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(届出済証の<u>ちょう付</u>等)</p>	<p>売機の設置場所を提供している者に対し、青少年の健全な育成のために必要な要請をすることができる。</p> <p>(有害玩具類等の指定及び販売等の制限)</p> <p><b>第14条</b> 知事は、<u>玩具類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具類</u>を青少年に有害な<u>玩具類</u>として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>玩具類</u>又は刃物類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された<u>玩具類</u> (以下「有害<u>玩具類</u>」という。) 又は前項の規定により指定された刃物類 (以下「有害刃物類」という。) を、青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>4 何人も、青少年が業務その他正当な理由により所持する場合を除き、青少年に有害<u>玩具類</u>及び有害刃物類を所持させないようにしなければならない。</p> <p>(図書等、<u>玩具類</u>又は刃物類自動販売機の設置届出等)</p> <p><b>第15条の2</b> 自動販売機による図書等、<u>玩具類</u>又は刃物類の販売を業とする者 (以下「自動販売業者」という。) は、自動販売機によって販売を開始する前に、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 自動販売機管理者は、自動販売業者が第16条第2項の規定による有害図書等、有害<u>玩具類</u>又は有害刃物類の撤去の措置を、自ら直ちにとることができない場合において、当該自動販売業者に代わってその措置をとることができる者でなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(届出済証の<u>貼付</u>等)</p>

改正前	改正後
<p><b>第15条の3</b> 前条第1項の規定による届出をした自動販売業者は、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を<u>ちよう付</u>するとともに、同項第1号及び第2号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(自動販売機による販売の制限等)</p> <p><b>第16条</b> 自動販売業者は、有害図書等、有害<u>がん具類</u>又は有害刃物類を自動販売機に収納してはならない。</p> <p>2 自動販売業者は、現に自動販売機に収納されている図書等、<u>がん具類</u>又は刃物類が第13条第1項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による指定を受けたときは、直ちに、当該有害図書等、有害<u>がん具類</u>又は有害刃物類を自動販売機から撤去しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、自動販売業者が第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機に有害図書等、有害<u>がん具類</u>又は有害刃物類を収納しているときは、当該有害図書等、有害<u>がん具類</u>又は有害刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(<u>みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止</u>)</p> <p><b>第22条</b> 何人も、青少年に対し、<u>みだらな性行為</u>又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(場所提供及び周旋の禁止)</p> <p><b>第23条</b> 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1) <u>みだらな性行為</u>又はわいせつな行為</p> <p>(2) <u>と博</u>又は暴行</p>	<p><b>第15条の3</b> 前条第1項の規定による届出をした自動販売業者は、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を<u>貼付</u>するとともに、同項第1号及び第2号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(自動販売機による販売の制限等)</p> <p><b>第16条</b> 自動販売業者は、有害図書等、有害<u>玩具類</u>又は有害刃物類を自動販売機に収納してはならない。</p> <p>2 自動販売業者は、現に自動販売機に収納されている図書等、<u>玩具類</u>又は刃物類が第13条第1項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による指定を受けたときは、直ちに、当該有害図書等、有害<u>玩具類</u>又は有害刃物類を自動販売機から撤去しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、自動販売業者が第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機に有害図書等、有害<u>玩具類</u>又は有害刃物類を収納しているときは、当該有害図書等、有害<u>玩具類</u>又は有害刃物類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(<u>淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止</u>)</p> <p><b>第22条</b> 何人も、青少年に対し、<u>淫らな性行為</u>又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(場所提供及び周旋の禁止)</p> <p><b>第23条</b> 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1) <u>淫らな性行為</u>又はわいせつな行為</p> <p>(2) <u>賭博</u>又は暴行</p>

改正前	改正後
<p>(3)～(6) 略 (諮問)</p> <p><b>第26条</b> 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第14条第1項又は第2項の規定による有害な<u>がん具類</u>又は有害な刃物類の指定をしようとするとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略 (立入調査等)</p> <p><b>第28条</b> 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>がん具類</u>又は刃物類の販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表</b> (第13条関係)</p> <p>1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)</p> <p>(1) <u>女性が</u>大腿部を開いた姿態</p> <p>(2) <u>女性が</u>陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>男女間の</u>愛撫の姿態</p>	<p>(3)～(6) 略 (諮問)</p> <p><b>第26条</b> 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第14条第1項又は第2項の規定による有害な<u>玩具類</u>又は有害な刃物類の指定をしようとするとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略 (立入調査等)</p> <p><b>第28条</b> 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>玩具類</u>又は刃物類の販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表</b> (第13条関係)</p> <p>1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)</p> <p>(1) 大腿部を開いた姿態</p> <p>(2) 陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>愛撫の</u>姿態</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>女性の排泄</u>の姿態</p> <p>(6) 略</p> <p>2 性交又はこれに類する行為で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）</p> <p>(1) <u>男女の性交</u>又は性交を連想させる行為</p> <p>(2) <u>強姦</u>その他の<u>凌辱</u>行為</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(5) <u>排泄</u>の姿態</p> <p>(6) 略</p> <p>2 性交又はこれに類する行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）</p> <p>(1) 性交又は性交を連想させる行為</p> <p>(2) <u>不同意性交等</u>その他の<u>凌辱</u>行為</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。